

皇后陛下の思召書寫

特別

114

D606

130

1

2

3

4

5

6

7

8

9

140

1

2

3

4

5

6

7

8

9

150

皇后陛下の思召書

女子の服はそのかみ、既に衣裳の制あり。孝徳天皇の朝。大化の新政、發してより、持統天皇の朝には、朝服の制あり。元正天皇の朝には、左衽の禁あり。聖武天皇の朝に至りては、殊に、天下の婦女に令して、新様の服を着せしめられき。當時、固より、衣と裳となりしかば、裳を重ぬる輩もありて、重裳の禁は發しき。されば、女子は、中世迄も都鄙一般に、紅袴を穿きたりしに、南北朝より、このかた干戈の世となりては、衣を得れば、便ち着て、また裳なきを顧みること能はき。因襲の久しき、終に禍亂治まりても、裳を用ひき、纔かに、上衣を長うして、兩脚を蔽はせたり

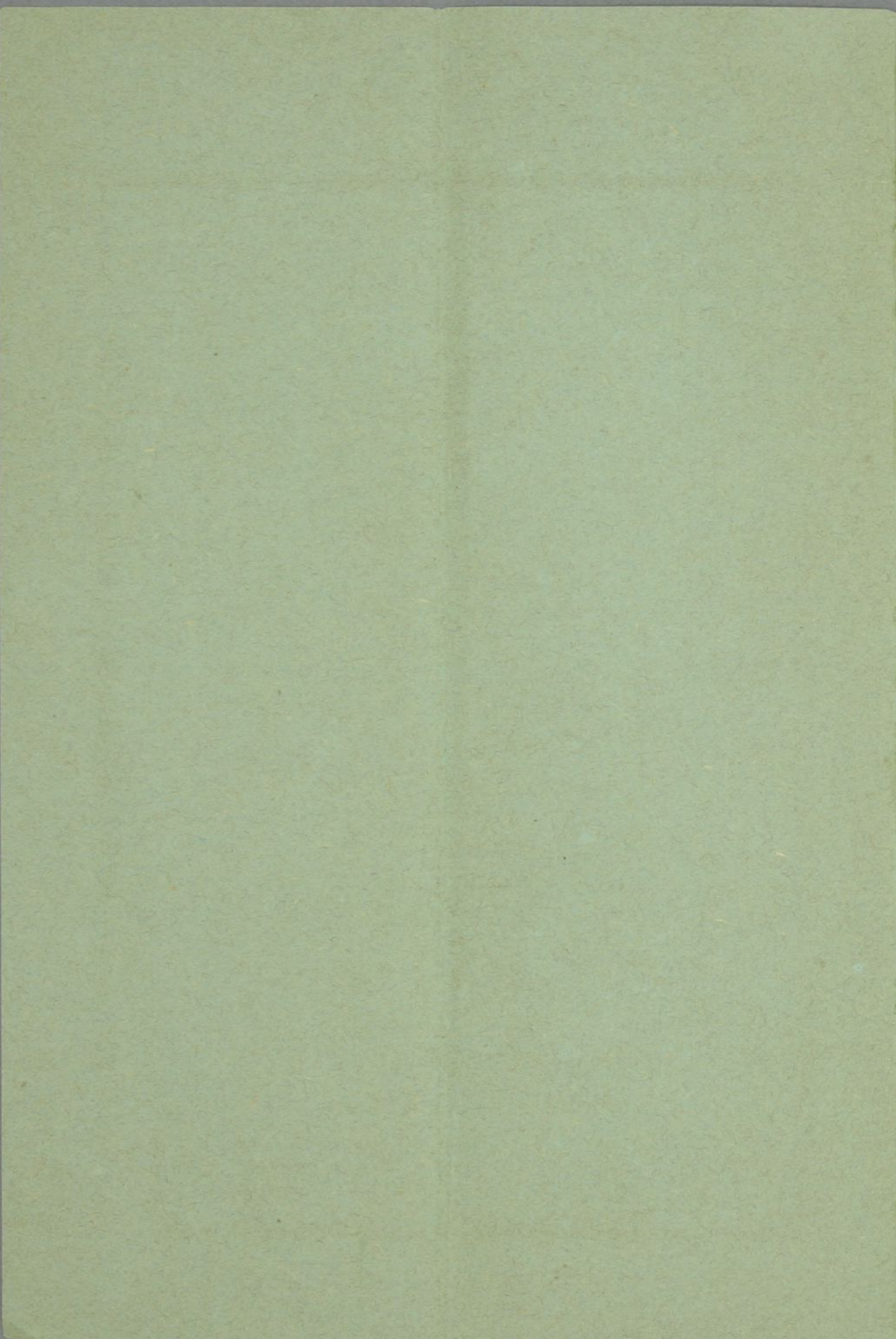
しが、近く延寶より、こなた、中結びの帯、漸く其幅を廣めて、全く今日の服飾を、馴致せり。然れども、衣ありて裳なきは、不具なり。固とより、舊制に依らざるべからざりて、文運の進める昔日の類ひにあらねば、特り、坐禮のみは、用ゆること能はざりて、難波の朝の立禮は、勢ひ、必せ興さざるを得ざるなり。さるに、今西洋の女服を見るに、衣と裳と具ふること、本朝の舊制の如くにして、偏へに立禮に適するのみならず、身体の動作、行歩の運轉にも便利なれば、其裁縫に倣はんこと、當然の理りなるべし。然れども、其改良に就て、殊に注意すべきは、勉めて、我國産を用ひんの一事なり。若し能く國産を用ひ得ば、傍ら

製造の改良をも誘ひ、美術の進歩をも導き、兼て商工にも益を與ふること、多かるべく、さては、此舉却て、種々の媒介となりて、特り、衣服の上にも止まらざるべし。凡そ、物、舊を改め、新に移るに、無益の費を、避けんとするは、最も至難の業なり。と雖も、人々互に、其分に應じ、質素を守りて、奢美に流れざるやう、能く注意せば、遂に其目的を達すべし。爰に、女服の改良をいふに當りて、聊か所思を述べて、前途の望みを告ぐ。

明治廿年一月

國語廿平一八

Figure 1: A rectangular frame containing faint, vertically aligned Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



自來水筆字

1817  
1-0-1